

名寄市地域公共交通活性化協議会設置要綱第 8 条の規定に基づき、名寄市地域公共交通活性化協議会規約を次のように定める。

平成 31 年 2 月 18 日

名寄市地域公共交通活性化協議会 会長 橋本 正道

名寄市地域公共交通活性化協議会規約

(趣旨)

第 1 条 この規約は、名寄市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第 8 条の規定により、名寄市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の計画策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第 2 条 協議会の計画策定に要する経費は、次の各号をもって充てる。

- (1) 名寄市からの補助金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(監査)

第 3 条 協議会に監事を 2 名置き、要綱第 3 条に規定する委員の中から協議会で選出する。

- 2 監事は、協議会の会計を監査する。
- 3 監事は、前項の監査結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 4 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 5 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 6 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 31 年 月 日から施行する。